



子育て・教育

3人乗り自転車の貸し出し

子育て支援の一環として、3人乗り自転車（幼児2人同乗用自転車）を貸し出します。幼稚園や保育所への送り迎えなどにご活用ください。



申込資格 次のすべてに該当する人

- ① 田原本町内に住所を有し、かつ居住している人
- ② 平成28年10月1日現在1歳以上6歳未満の幼児を2人以上養育している16歳以上の人

③ 貸出自転車の保管場所を確保でき、安全確保を目的に開催する「自転車安全運転講習会」を受講できる人

自転車安全運転講習会

▼日時 9月20日(火)午後2時～

▼場所 町社会福祉協議会

貸出期間 10月1日～平成29年3月31日（1ヵ月単位で最大6ヵ月）

※土・日曜日、祝日に貸し出しや返却手続きはできません。

貸出総数 8台（幼児2人同乗基準適合車・電動アシストタイプ）

※新車ではありません。

利用料 5000円（月額）

清掃工場からのお知らせ

9月19日(月)（敬老の日）はもえるごみの特別収集を実施
もえるごみの収集日が月・木曜日の自治会は、午前8時30分までに所定の集積場にごみを出してください。

ごみを清掃工場へ持ち込めます
時間 午後1時～4時 費用 10kgにつき50円(家庭ごみ)
※10kg未満は10kgとみなします。
※持ち込みの場合、袋の指定はありません。(ごみを分別したうえで持ち込んでください)
※指定ごみ袋を使用している場合や、分別された資源ごみの持ち込みは無料です。

9月22日(木)（秋分の日）は町内収集の休業日です
この日はごみの収集を行いません。また、ごみの持ち込みも受け付けていません。

9月は有害ごみの収集を行います（蛍光灯・乾電池など）
もえるごみの収集日が月・木曜日の自治会は、9月9日(金)に、火・金曜日の自治会は9月30日(金)が収集日となります。
※午後1時まで所定の集積場にごみを出してください。
※中身の見える透明の袋に入れて出してください。

☎ 清掃工場（環境管理課） ☎ 33-5003

早急に（特別）児童扶養手当現況届の提出を

児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給している人は、毎年8月に現況届を提出していただいています。

この届は、手当を引き続き受給できるかどうかを確認する大切な手続きです。未提出の人は、8月分以降の手当を受けるためにも早急に提出してください。

問 健康福祉課子育て支援係
☎ 34・2098

申込受付期間 9月6日(火)～12日(月)
(平日/午前9時～午後5時)
申込に必要なもの 住所・氏名・年齢の確認できるもの(運転免許証など)の写し、印鑑
申込方法 町社会福祉協議会で所定の用紙に記入し、申し込んでください。
※申込多数の場合は、抽選で決定します。ただし、キャンセル待ち名簿の登録は申込受付順となります。
問・申込先 町社会福祉協議会(阪手)
336の1 / ☎ 34・2118 / FAX 34・7305



9月の納付(普通徴収分)

納期限 **9月30日(金)**

種類

- 国民健康保険税(第3期分)
- 介護保険料(第3期分)
- 後期高齢者医療保険料(第3期分)
- 更正などによりさかのぼって賦課された税及び保険料の上記納期限分

安全で便利な口座振替(自動払込)制度

この制度を利用すると、指定した金融機関の口座から自動的に振り替えて納付されます。納め忘れがなく現金を持ち歩く必要もないため、安全で便利です。利用手続きは、納期限の1カ月前までにしてください。
※口座振替(自動払込)制度による納付の場合は、領収書は発行していません。引き落としの確認は、通帳の記帳によりお願いします。なお、車検のある軽自動車税については「継続検査用証明書」を送付します。

☎ 税務課徴収収納係 ☎ 34-2111

「ベビービクス」(宮森保育園)

インストラクターによるマッサージやエクササイズのリッスンを赤ちゃんと一緒に楽しみませんか。

日時 9月23日(金)

午前10時～11時ごろ終了予定

(受付⇨午前9時50分)

場所 宮森保育園 遊戯室

対象 1カ月ごろ～ハイハイするまでのお子さんとその保護者

定員 20組程度(申込順)

持ち物 子どものお世話用品、着替え、バスタオル、水分補給の飲み物など
※動きやすい服装でお越しください。

☎・申込 9月12日(月)～14日(水)(午前10時～午後4時)に電話で宮森保育園 ☎0120・783・194(ナヤマキイック)へ。

「おやこであそぼう」

「ベビーサイン」

インストラクターと一緒に、親子のスキンシップをとりながら、体を動かしてみませんか。

日時 9月29日(木)午前10時～午前10時45分ごろ終了予定

(受付⇨午前9時50分)

場所 宮古保育園 プレイルーム

対象 6カ月ごろ～1歳半までのお子さんとその保護者

定員 8組程度(申込順)

持ち物 子どものお世話用品、着替え、水分補給のための飲み物など
※動きやすい服装でお越しください。

☎・申込 9月15日(木)～16日(金)(午前10時～午後4時)に電話で子育て支

援センター・宮古(宮古保育園内) ☎0120・194・783(ナヤマキイック)へ。



まちづくり

9月1日～30日は

「屋外広告物適正化月間」

奈良県は、多くの歴史文化遺産と一体をなす歴史的風土と自然環境に恵まれた県です。調和の取れた美しい景観づくりを推進するため、次の取り組みにご協力をお願いします。

①景観を阻害している違反広告物の追放

②屋外広告物条例の遵守及び屋外広告物制度の周知・啓発

③屋外広告物の掲出に際する安全管理の徹底

なお、田原本町内で屋外広告物を設置、掲出する場合は、町長の許可が必要で、また、屋外広告物業を営む場合は、奈良県知事の登録が必要です。屋外広告物を設置、掲出する際は、必ず登録業者に依頼しましょう。

また近年、屋外広告物が原因となる事故が増えています。安全確保のためにも定期的な点検をお願いします。

☎ 観光・まちづくり推進課

☎ 34・2085